

平成30年度 法・条例を学ぶ講習会（水質編）

9月7日（金）第2回目の「法・条例を学ぶ講習会」が大津市内コラボしが3階の大会議室で開催されました。

今年の『水質編』では、水質に関連する法・条例の概要ということで、琵琶湖の水質を守るために基本的な水質関連法や事業者がすべき内容についてでしたので、沢山の方に参加して頂きました。

皆様方のご意見では、「水質に関する法条例が理解できた」、「県の条例など知らないことが知れた」、「滋賀県の上乗せ条例は知っていたが、詳しい条例や法律の条文など、法条例の関係の表がまとまっていたので大変ためになった」などの感想が多数寄せられました。

また、「法令や条令、届出に関して勉強になったが、内容が難しくても後も継続して勉強していきたい」、「更に詳しい内容を知りたかったので、もう少し時間がほしかった」、「メリハリをつけて重要ポイントを示して欲しかった」とのお声もありました。

大変有意義な講習会となりました。ありがとうございました。

【プログラム】

◆開催日時 : 平成30年9月7日（金） 14:30～16:30

◆開催場所 : コラボしが21 3階 大会議室

◆講師 : 滋賀県 琵琶湖環境部 環境政策課 井上主幹

◆受講者 : 58名

◆内容 : I. 水質に関する法・条例の概要
II. 環境汚染事故未然防止
III. 最新事例

◆主催 公益社団法人 滋賀県環境保全協会

▽井上主幹の説明



▽セミナー風景

